

「使用前・定期安全管理審査実施要領（案）」
に対する意見の募集について

平成22年3月31日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成11年の電気事業法改正（平成12年施行）により、設置者自らが検査（溶接事業者検査、使用前自主検査、定期事業者検査）を行い、国又は登録安全管理機関が設置者の検査実施体制を審査する仕組み（安全管理検査制度）が導入されました。

このうち、溶接に係る安全管理検査制度については、平成18年に電力安全小委員会に設置された溶接安全管理検査WGにおいて検討され、平成19年1月に取りまとめられた溶接安全管理検査の運用改善に関する報告書を踏まえ、「溶接事業者検査ガイド」及び「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」を策定し、平成21年4月から運用を開始しました。

使用前・定期安全管理検査制度については、溶接安全管理検査制度の運用改善の状況を踏まえ、また、これまで事業者から提起されている要望も勘案し、運用の見直しを検討することとし、第22回電力安全小委員会（平成21年6月9日）及び第23回電力安全小委員会（平成22年2月12日）において、見直し内容についてご審議いただきました。

その内容を踏まえ、使用前・定期安全管理審査実施要領（案）を作成しましたので、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「使用前・定期安全管理審査実施要領（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

(東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館3階338)

4 . 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成22年3月31日(水)～平成22年4月30日(金)必着

5 . 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省原子力安全・保安院

電力安全課火力班 パブリックコメント担当 あて

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：03-3580-8486

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

(電子メールの件名を「使用前・定期安全管理審査実施要領(案)に対する意見」として下さい。)

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6 . その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課火力班 パブリックコメント担当 宛

「使用前・定期安全管理審査実施要領（案）」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
・ 意見内容	
・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	